

「人権」と女性の権利

——「人権の普遍性」論への一視角

一 はじめに——問題の所在

「人権」の歴史と理論をめぐる従来の研究には、いくつかの欠落部分が存在する。近代市民革命の成果としての「普遍的な人権」の成立、「一八・一九世紀的(近代的)人権」としての自由権から「二〇世紀的(現代的)人権」としての社会権への展開、「資本主義型人権」と「社会主義型基本権」の対抗など、憲法学をはじめとする人権研究の分野で確立された所与の命題について、再検討の必要も生じている。実際、一九八九年という「歴史的な年」以来、一方では、フランス人権宣言二〇〇周年・イギリス権利章典三〇〇周年をめ

辻村みよ子

ぐって「近代的人権」の本質と限界が問われ、他方では、いわゆる東欧の自由化や(旧)ソ連での「人権宣言」制定等の動向のなかで、政治・経済体制をこえた「普遍的な人権」のあり方が問題にされてきた。⁽¹⁾

女性の権利をめぐる問題も、このような従来の「人権の普遍性」論に対する一つのアンチ・テーゼとして、また、従来の「人権」研究の欠落部分を補うものとして位置づけることができる。「普遍的人権」を確立したのはずの一七八九年人権宣言(「人(homme)および市民の権利宣言」)が、実は「男性(homme)および男性市民の権利宣言」であったことを最初に批判したオランブ・ドゥ・グージュ(Olympe de Gouges)が再

認識されているのも、その一例である。

筆者は、このグージュの「女性および女性市民の権利宣言」⁽²⁾を一九七六年に初めて翻訳・紹介した後の女性の権利史に関する研究⁽³⁾のなかで、従来の女性史や女性解放思想史上での位置づけをこえて、人権史・人権論の枠組みの中に女性の権利の問題を位置づける必要を痛感してきた。女性の権利が、近代市民革命の成果として確立されず、また、男性の権利と同様なコースをたどって発展しなかったにも拘わらず、従来の憲法学では、前記の諸命題を論じるに際して、女性の権利に殆ど注意を払ってこなかったからである。⁽⁴⁾そして、「近代的人権の成立期に女性の権利が排除されたのはなぜか」、「女性の権利が二〇・五世紀的人権⁽⁵⁾といわれるのはなぜか(なぜ二〇世紀後半まで排除され続けたのか)」、「人権が男性の権利と女性の権利から成るのはなぜか(女性の権利と人権の理論的構造上の関係はどうか)」という「三つのなぜ」をめぐる歴史的・理論的研究が急務であると考ええる。

そこで、本稿では、いわば「人権総論」としての女

性の権利論、人権史としての女性の権利史の確立をめざすための試論的研究の一步として、近代的人権の成立・発展段階での仏・英・米と日本における女性の権利論(人権論との対応を意識したもの)と否定論をとりあげ、とくに女性参政権否定論の共通点について粗描を試みる。折しも、別著で同様の観点から女性の権利の歴史を概観する機会を得たため、その参照も乞う次第である。⁽⁶⁾

二 近代市民革命における「人権」の確立と女性の排除

1 フランス人権宣言による「人権」の確立と限界

(1) 「人権宣言」と「女権宣言」

一七八九年八月二六日採択の「人および市民の権利宣言」は、「すべての人」の自由・平等と自然権(自由・安全・所有・圧制に対する抵抗)を宣言し、国家による人権保障のために、「すべての市民」が関与するという体系を確立した。この一七八九年人権宣言は、「すべての人」と「すべて市民」全体の権利を一般的に保障した体系的な権利宣言であった点で、「普遍的な

近代人権宣言の典型」として高く評価されてきた。⁽⁷⁾

ところが、実際には、フランス革命期の諸法制は、ユダヤ人、有色の自由人、植民地の奴隷、奴婢(家僕)、女性などを権利の主体について考慮の外におき、とりわけ、シェイエス(Sicjes)の構想による「能動市民」と「受動市民」の区別によって、「女性、子供、外国人、公的施設の維持に貢献しえない者」(受動市民)の政治的権利を否定した。⁽⁸⁾一七八九年一月二二日のデクレや一七九一年憲法で確立された男子制限選挙制度では、一定の租税要件を満たす「奴婢」以外の成人男性(能動市民)に選挙権を制限しており、「国民主権」原理と「選挙権公務説」によってその制限を正当化していた。⁽⁹⁾女性は「能動市民ではない」という理由から政治的権利を否定されていたが、当時の議会にはこれを問題にする視点は存在しなかった。その後、一七九二年八月一日に「能動市民」と「受動市民」の区別が撤廃され、「人民主権」原理と「選挙権権利説」に適合的な男子普通選挙制が実現した後も、一七九三年憲法では、今度は「市民」自体から除外されること

によって、女性の選挙権が否定された。やがてユダヤ人や奴婢等の政治的権利が認められた後も、女性は無視され続け、一七九三年一〇月には女性の政治結社が禁止され、一七九五年には「家庭復帰令」が出されて女性の集会・結社の自由が否定された。⁽¹⁰⁾

民事上の権利についても、前近代の家父長制下の男性の支配権(夫権・父権)が一八〇四年のナポレオン民法典のなかで再編成され、妻の無能力と貞操義務等の男女不平等が確立された。ここでは、妻の離婚請求権や母親の親権などが制限されたほか、自然権としての女性の財産権も制限された。

これに対する批判が、革命の推進に重要な役割を果たした女性の中から出現した。なかでも、オランプ・ドゥ・グージュの「女性および女性市民の権利宣言」は、一七八九年人権宣言の体系を踏襲した上で、女性固有の視点を加えると共に、これを超える内容を含んでいた点で重要である。この宣言は、女性の表現の自由や子供の父親を明らかにする権利を強調し(「女性は、処刑台にのぼる権利がある。同時に、女性は、演壇にのぼる

権利を持たなければならぬ(第一〇条)」、「思想および意見の自由な伝達は、女性の最も貴重な権利の一つである。

それは、この自由が、子供と父親の嫡出関係を確保するからである(第一一条)⁽¹¹⁾、女性の財産権を保障して、「財産は、結婚しているか否とにかかわらず両性に属する。財産〔権〕は、そのいづれにとっても不可侵かつ神聖な権利である(第一七条)」、女性の精神的・経済的独立をめざした。また、女性も男性と同じ賦役・労役に貢献することから当然に、地位・職業(雇用)・負担・位階・産業に参加すべきことを明らかにして女性の政治参加の必然性を説いた(第一三―一五条)。さらに、権力分立と人権保障を定める第一六条に「国民を構成する大多数の個人が憲法の起草に加わらない場合、その憲法は無効である」という一文を追加して民主的な憲法制定手続を要請し、「人権宣言」を超える構想を提示していた。⁽¹²⁾

(2) 女性の政治的権利要求と否定の論理

フランス革命期にはクラブや民衆協会に女性が参加し、女性の教育や離婚の自由など諸権利が要求された

が、ここでは男性の先駆的なフェミニストとして名高いコンドルセ (Condorcet) に注目しておこう。⁽¹³⁾ 彼は、

革命前夜から女性の権利を主張していたが、一七九〇年には「女性の市民権の承認について」を書いて女性の参政権を要求した。彼はもともと能力を基準に平等を論じていたため、基本的には「理性的な」女性の権利を念頭においていた。また、女性の参政権を認めると生来的な仕事放棄されるのではないかという反対論に対して、「女性を家事から引き離すことは、農夫を鋤から、職人を仕事場から引き離すと同様にできないことである。……女性が国民議会の議員になりうるからといって女性がすぐに子供や家事や裁縫を放りだすと考えてはならない」と反論するなど、性役割分担論を承認していた。一七九三年にジロンド憲法草案を起草した際にも、当時の国民公会で女性の権利を主張せず、実践の面でも限界が認められた。

一方、ロベスピエール (Robespierre) からモンターニユ派議員は女性参政権を一貫して否定し、一七九三年一〇月にはすべての女性結社を禁止した。その理由に

ついで、報告者のアマール(Amar)が指摘したのは概ね次の二点である。第一は、「女性には政治に必要とされる精神的・肉体的能力がない」「女性の貞淑さや羞恥心が政治参加に向かない」あるいは「女性は興奮しやすく錯乱・無秩序になりやすい」という女性の特性論、第二は、「女性には、より本来的に宿命づけられた任務がある」「女性は家族の世話という仕事を捨てて……政治に口を出すために家庭を出るべきではない」という女性の天職論、すなわち「男は仕事、女は家庭(家事・育児)」という性役割分担論である。⁽¹⁶⁾ここでは、性役割の固定化と女性の従属が、ブルジョワ政

(3)大革命期以後の展開と課題

こうして、近代市民革命によって成立した「近代的人権」とは、もともと市民社会⇨資本制社会における有産男性の権利であり、市民社会での「市民」資格上の差別(いわば「公民権差別」と資本制社会での「階級差別」)によって、無産男性と女性の市民的・政治的権利が否定ないし制限されていた。これに加えて、女

性は、前近代の封建的家父長制につづく近代的家族制のもとで「性差別」による従属を強いられ、いわば「三重の差別」のもとで諸権利を否定されてきた。フランスでは、一八四八年に男子普通選挙制が確立して無産男性の政治的権利が確立された後も、女性の政治的権利は否定され続け、その実現には、その後約一〇〇年(一七八九年人権宣言から約一五五年)を経た一九四四年オールドナンスと一九四六年憲法を待たなければならなかった。また、民事上の平等な権利の実現には一九三八年の夫権廃止や一九七五年の離婚法改正、一九八五年の夫婦財産法改正などの一連の民法改正によらなければならなかった。⁽¹⁷⁾

その間、フランスでは、女性の教育や離婚の承認、女性参政権を要求する女性自身の運動が一九世紀後半から活発に展開されたが、そのつど強固な反対にあってきた。その理由は、すでにみた女性の特性論と性役割分担論であった。また、運動の主体内にも、いわゆる「ブルジョワ・フェミニズム(リベラル・フェミニズム)」の限界に拘わる理論上の問題や、組織面での孤

立化、宗教や慣習上の阻害要因など、女性の権利確立の「おくれ」をもたらした諸要因が指摘される。⁽¹⁸⁾とくに社会運動の担い手であった民衆運動・社会主義運動あるいは議会内の左翼政党などが、必ずしも女性の権利に好意的でなく、ルソーからロベスピエール、ブオナロッティ (Bonarroti) の系譜につながる左翼思潮や、カベ (Cabet)、プルドン (Proudhon) などの社会主義者たちのなかに強固な反フェミニズムの主張があったことは重要な論点である。階級利益・民衆運動の担い手と、女性の権利論・フェミニズム論との関係を説明することも、今後の課題であるといえよう。

2 イギリスでの展開

(1) 「人権」論と「女性の権利の擁護」

マグナ・カルタや権利章典などは、いずれも前近代的な特権身分やイギリス人の権利の保障にとどまったことから、近代的な人権宣言と解することはできない。しかし、一七世紀前半にエドワード・クック (Ed Coke) がマグナ・カルタに新しい解釈を与え、自ら起草した権利請願 (一六二八年) では権利の主体を「臣

民」「自由人」に拡大した。また、名譽革命後の権利章典 (一六八九年) によって、イギリス人の「古来の権利と自由」の名において諸権利が宣言された後、ロック (Locke) がその『市民政府論』のなかで所有権を中心とする自然権論を体系化し、しだいに近代的人権論の展開をみるようになった。

ところが、一八世紀末には、バーク (Burke) が、ルソーの教義や一七八九年人権宣言の形而上学的性格・抽象的性格を批判し⁽¹⁹⁾、ベンタム (Bentham) も、その『詭弁論』⁽²⁰⁾のなかで、自然権と同視された人権とはフィクションにすぎないとして痛烈な批判を展開した。これらの「人権」批判は、当時のイギリスの保守主義的傾向によって歓迎されたが、メアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft) は、『人間の権利の擁護』⁽²¹⁾を書いてバークに反駁した。彼女は、自然権としての人権を称賛しつつ、それを歪める私有財産制を批判し、さらに、バークの保守主義が女性蔑視と結びついていたことから、二年後に『女性の権利の擁護』⁽²²⁾を著した。

当時の女性は、「ほとんど教育らしい教育も与えられず、しかも厳しい法の拘束のもとで常時依存状態におかれ」、妻の財産処分権も否定されていた。⁽²³⁾このため、『女性の権利の擁護』では、女子教育のあり方を問題にし、「女性は男性を喜ばせ、また男性に従うように造られているのだ」⁽²⁴⁾というルソーの『エミール』を批判した。そして、「女性にも男性と同じ権利を共有せしめよ。そうすれば女性は、男性と美德を競うであろう。というのは、女性は、解放された時、もっと完全な人間に成長するに違いないから」⁽²⁵⁾として、女性の教育と意識変革を求め、男性と同等の権利を要求した。

彼女の議論は、今日でこそ「近代における人間解放の思想を女性の立場でうけとめ、女性の立場からそれを構成しなおそうとした最初の意識的試み」⁽²⁶⁾として評価されているが、いわゆる「ブルジョワ女性解放論」の限界を指摘しなければならない。その第一は、近代合理主義の立場自体の限界、すなわち、教育制度の改革と女性の側の意識改革を求めることの不十分さであり、近代市民社会の本質(自由・独立で平等な理想的

な市民社会が、家庭内の女性の従属とその労働の搾取によって成立していること)に関する認識の欠如である。第二は、中産階級の立場を前提とした女性解放論にとどまり下層労働者女性の問題(性差別と階級差別の二重の問題)に到達しえなかったことである。

(2)女性参政権の要求と排除論

さて、一九世紀前半になると、イギリスの産業革命の結果として労働者階級が成立し、(男子)普通選挙制が要求された。当時は、領主など不動産所有者で納税者である一部の女性にも議会の選挙権が認められていたが、法的根拠が明確でない上、事実上権利行使されない状況にあった。一八三二年選挙法(The Reform Act)では、選挙人名簿がはじめて完備され、選挙資格制限の要件が明確化されたが、ここでは選挙権の主体についての〈person〉の語をめぐって女性の権利が問題とされた結果、〈male person〉のみが選挙権をもつことが定められた。一八三五年の都市改革法(Municipal Corporations Act)でも、自治都市の議会の選挙権が〈male person〉に限定され、女性が排除された。⁽²⁷⁾

ところが、このような措置が逆に女性の参政権の要求をめぐめさせることになり、その後一八五三年には教区の選挙権、一八六九年には地方選挙法 (Municipal Franchise Act) によって市会議員等の選挙権が認められた。もっとも、既婚女性は、一八九四年の地方政
府法 (Local Government Act) まで、すべての地方選挙権から排除されていた⁽²⁸⁾。

さて、一八六七年の第二次選挙法改正によって男性の選挙権が都市労働者に拡大された際の議論は注目値する。人民代表法 (Representation of the People Bill) 案では選挙権の主体は、今度は「man」となっていたため、「woman」も入るかどうか、という議論があった。旧来の法律 (Lord Brougham's Act) によれば、特別の反対がない限り「man」の語は女性にも適用されるのではないか、との質問に対して、「ディズレリー (Disraeli) は否定的に回答した⁽²⁹⁾。また、議会の外ではマンチェスターの五〇〇〇人の女性が選挙人名簿への女性の登載を迫り、女性選挙権に関する訴訟 (Chorlton v. Lings) も提起された。この訴訟では、女

性が「法律上の欠格者」か否かなどが争われた結果、人民代表法の「man」は「woman」を含まないと判決された⁽³⁰⁾。

一方、一八六六年に女性参政権実現の請願を提出した J・S・ミル (J.S. Mill) は、翌年五月二〇日の議会で、選挙権の主体を「man」から「person」に改めることで女性参政権を実現するように要求した。この動議は一九六票対七三票で否決された⁽³¹⁾が、その中で、彼は、当時の女性参政権反対論に対して、逐一反論を試みる形で女性参政権実現のメリットを説いた。その中心は、「女性は公職や参政権に適していない」という女性の特性論である。彼は、課税と代表を一体視してきたイギリス憲法の原則や女性参政権の慣習を指摘してこれに反論した。また「政治は女性の仕事ではない」という性役割分担論についても、「政治は男性の仕事でもない」ことを示して反論した。しかし、彼は、大多数の女性の仕事为主线家事であることを前提とし、「かつて、職人が読み書きを教えられたらその仕事場を見捨てるだろう」と考えられたのと同じに理由のな

いことだと述べた。その他の論点についても、女性に参政権を与えることによって政治的意識を高めることが社会の利益になる、という立場にたつて反論した。⁽³²⁾

さて、これらの議論は女性参政権に対する当時の一般的な反対論とその擁護論の特徴を示したものといえるが、フランス革命期の議論との共通点が興味深い。

とくに、女性参政権を擁護したコンドルセとミルが、ともに財産や教育のある上流階級の女性を念頭において女性の政治的権利を主張したこと、さらに、両者とも「女性が選挙権を得ても家事を捨てることはない」として性役割分担論を前提としていた点などに、その限界を認めることができる。これらの限界は、ミルが『女性の隷従』⁽³³⁾のなかで男女の性役割分担と家庭内の男性支配を前提とした議論を展開し、女性の特性を認めていたことにも示される。⁽³⁴⁾

その後、イギリスでは、一九世紀後半から女性参政権運動が活発化し、第一次大戦後の一九一八年に、戦争への女性の貢献に対するいわば報償として「三〇歳以上」の制限付の女性参政権が認められた。そして一

九二七年に二一歳以上の男女に同等に選挙権・被選挙権を認める改正案が可決され(翌二八年施行)、ようやく女性の政治的権利が実現した。

3 アメリカでの展開⁽³⁵⁾

(1) 「独立宣言」と「女性の所信宣言」

一七七六年七月四日の「独立宣言」は、「すべての人(man)は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、そのなかには、生命、自由および幸福の追求が含まれる」として、すべての人間の「普遍的な人権」を宣言した。しかし、実際には、人身売買された黒人奴隷、インディアン、女性などの諸権利は認められておらず、「人権」とは白人男性のものにすぎなかった。現に、合衆国憲法第一条では、連邦下院議員選挙の基礎となる州人口算定にあたって、「納税義務のないインディアンを除く自由人の総数に、自由人以外の人数の五分の三を加えること」(自由人以外の黒人奴隷については五分の三の人数しか計上されないこと)が定められ、一人の価値を自由人の五分の三と考える規定がおかれていた(この規定は、一八

六八年に改正された。)

これに対して、一八三〇年代から、奴隷制廃止を掲げる女性結社が作られ、隷属・無権利状態を共有する女性と奴隷の解放運動が展開された。メアリ・ウルストンクラフトの影響をうけていたルクレシア・モット (Lucretia C. Mott) は、一八四〇年ロンドンでの世界奴隷制反対会議の際に女性に代表部の席が与えられなかったことに衝撃を受け、エリザベス・スタントン (Elizabeth C. Stanton) らとともに、女性解放運動に専念するようになった。彼女らは、一八四八年にニューヨーク州の革新的な工業都市セネカ・フォールズ (Seneca Falls) で「女性の権利獲得のための集会」を開き、「女性の所信宣言」 [Declaration of Sentiment] を発表した。⁽³⁶⁾

この「所信宣言」は、一七七六年の「独立宣言」の文言を踏襲して、「すべての男女は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられている」という原則にたつて、女性に対する男性の暴虐の例を列挙した。そして、「独立宣言」では専制君主

ジョージ一世の悪業を列挙した部分の主語を、すべて「男性 (♂)」に改めて、以下の諸点を指摘した。女性の選挙権を認めなかったこと、女性に発言権を与えずに制定した法律を女性に強制してきたこと、既婚女性を法律上の無能力者にしたこと、女性の財産権・労働賃金を剥奪したこと、結婚による夫への従属を強制したこと、離婚法が男性優位であること、独身女性の財産に課税したこと、女性の職業への道を閉ざしたこと、女性の教育と大学への道を閉ざしたこと、男女異なる誤った道徳観を創出して女性を隷属的生活に甘んじさせたこと、などである。⁽³⁷⁾ もっとも、この「所信宣言」は、「独立宣言」をモデルとしたために、人権や女性の権利についての体系的な構造を欠き、女性の権利の理論的構築の点では十分なものではなかったといえる。また、セネカ・フォールズ大会では、人種差別禁止や男女平等な雇用など一二項目の決議文を採択したが、女性参政権については疑義がだされ、機が熟していないことを物語っていた。(実際に、一八四八年にはニューヨーク州で既婚女性の財産権法が制定され、一八六二年

には連邦議会で連邦の公職が女性に開放されたが、女性参政権要求運動が本格化するのには南北戦争後のことにすぎない。

(2) 女性参政権論議の展開

南北戦争の結果、一八六五～七〇年の合衆国憲法の修正条項(第一三修正と第一五修正)によって、奴隷制廃止、法律による平等な保護、人種・体色・または従前の労役状態を理由とする選挙権制限の禁止が定められ、いわゆる黒人の選挙権が確立された。一八六九年には、ワイオミング州で女性参政権が実現したが、議会での主要な反対論は、「女性が政治に関心をもつと家事を放りだす。また、家事や育児に忙しい女性は政治のことを考える余裕がない」など性別役割分担論に基づくものであり、各国共通の問題を示していた。³⁸⁾

また、一九世紀後半には、「黒人が先か、女が先か」「パンカ権利か」という運動方針をめぐって対立が生じたが、分裂していた全国女性参政権協会とアメリカ女性参政権協会が一八九〇年に統一され、参政権運動が拡大した。ただ、当時の革新主義者たちのキャンペ

ーンにみられたように、「女性の仕事は家庭である」とを理由とする女性参政権反対論に対して反論せず、むしろ家庭の仕事を守るために社会問題・政治問題に関心をもつべきだ、という性別役割分担論を前提にした議論があったことが特徴的である。³⁹⁾

その後、第一次大戦後の一九一九年八月二六日、二六〇〇万人の女性市民に選挙権が認められ、「合衆国市民の投票権は……性別を理由として拒否または制限されてはならない」と定めた合衆国憲法第一九修正が、三六州の批准を得て一九二〇年に発効した。

三 日本における人権と女性の権利の展開

(1) 明治初期の人権思想と女性の権利

長い鎖国の眠りから覚めた日本では、自由民権運動のなかで西欧の近代的人権論の影響をうけた「天賦人権論」が展開された。J・S・ミルの『自由論』(中村正直(数字)訳『自由之理』(一八七二年))等の翻訳書のほか、ジブスケ(Du Bousquet)の口訳『佛蘭西憲法』(一八七六年)⁴⁰⁾による一七八九年人権宣言の紹介

などが、植木枝盛らに大きな影響を与えた。植木は、『言論自由論』・『天賦人権辨』などを著して抵抗権を含む自然権の思想を展開するとともに、「天賦人権」としての不可譲の自然権から、きわめて純粹な形で男女平等論・男女同権論を導いていた。彼は、「男女平等ニ就キテノ事」(一八七九年)を著した後、『土陽新聞』に連載して民法・刑法・相統法等における夫婦・男女の不平等を論じ、『東洋の婦女』(一八八九年)を出版した⁽⁴²⁾。女性参政権については、「男女ノ同権」のなかで、反対論を一二の説にわけて逐一論破し、女性の被選挙権も要求した。彼の議論では、女性の母親としての役割を重視し、また、男女の特性を一部承認しつつも、「(男女を)同一なりと謂ふべからざれども、之を同等なりと謂はざるべからず⁽⁴³⁾」という論法で男女同権論を貫いた点に特徴があるといえる。

実際、土佐では一八八〇・八一年に町会や村会での女性参政権が実現しており、八〇年代には、民権活動家岸田俊子らの活躍もあって各地に女性結社が作られていた。当時、男女の同権が要求された論拠は、男女

の本質的平等論や利益論(女性の政治参加による社会的・経済的利益の増進)などであり、西欧の議論との共通点が認められる。

ところが、一八八九(明治二二)年の大日本帝国憲法の制定と自由民権運動の弾圧によって「天賦人権」論と女性の権利論が後退し、市町村制・衆議院議員選挙法による女性の選挙権の否定や集会及政社法(一九〇年)・治安警察法(一九〇〇年)による女性の政治活動禁止(政談演説の傍聴・主催の禁止、政党加入の禁止)がもたらされた。

(2) 「婦選運動」と日本型女権否認論

いわゆる大正デモクラシーの時期には、一九一二(大正元)年の『青鞜』発刊や一九一九年の平塚らいてう・市川房枝らによる新婦人協会の創設など、女性解放思想と運動の進展が認められた。それはまず治安警察法改正請願運動として現れ、一九二二年には、同法第五条の改正が実現した。また、議会でも女性参政権賛成論と反対論が議論されたが、一九二一年三月二六日の貴族院での可決寸前に、劇的に否決に導いた藤村

男爵の反対論が注目される。それは、「第一にそれは生理的から申しでも心理的から申しでも、自然の理法に反して居る。次には……殊に此の政治上の運動を男子と共に彼は活動すると云ふことは、女子の本分ではない。女子の本分は家庭にある、教育乃至社会的の事業にあると思ふのであります」という、女性の特性論と本分(天職)論・性役割分担論であった。また、後的一九三〇年の婦人公民法案審議の場面での末松偕一郎の要約によれば、反対論の第一は、純理論(智的・体力的・道徳的不平等などの男女不平等論と男女分業・天職論)、第二は実益論(夫や父と同じ投票になり実益がない、棄権者が多いなど)であり、前者について、特性論と性役割分担論が指摘されていた。もっとも、賛成論者の末松自身が、「兎角反対論者が女子に選挙権被選挙権を与へると、女子が家庭を疎かにして政治運動の為に飛び廻るかの如く考へる其誤解から生ずる議論が多いのでありまして、数年間に一回か或は一年間に一回位の投票をやると云ふことに依つて性能の根本問題に憂い抱くことは全く杞憂である」と述べて

おり、コンドルセやミルとの共通点が認められる。

以上のように、日本の女性参政権否認論および要求論の中に存在した女性の天職論・性役割分担論は、西欧と共通の議論であった。しかし、問題は、日本の「特殊性」とも呼ぶべきものであり、先の藤村演説が、「是「女子が社会の表面に出て政治上の運動をする」とは我国の固有の伝説、習慣及び歴史に背いて居るものと思ふ。次に此女子に政治的の運動を許すと云ふことは、我国の社会組織の基礎である所の家族制度に反して居ると思ふ」と述べていたことが注目される。また、一九三〇年七月に内務省が制限的な婦人公民法案を提出した際にも、従来の特性論・天分論のほかに、「我国体の基礎を為せる家族制度の動揺を来さん恐れある」として日本の家族制度が問題とされ、旧来の家長的家族制度を国体の基礎として墨守しようとする意図が認められた。このことは「民法典論争」当時の穂積八束が、「家制」を擁護して天皇を頂点とする(家長制)国体論を展開し、天皇制国体論と家長制を結合させて家族主義的な国家観を作りあげていたことに

も示される。このように天皇制と家父長的家族制度の連鎖のなかで固定化された封建的男尊女卑思想と性役割分担論が、日本型女権否認論の特徴であったということができよう。⁽⁴⁷⁾

(3) 新憲法と女性の権利の展開

一九四五年八月一日のポツダム宣言受諾が大日本帝国憲法の実質的な失効をもたらした後、一月一五日に成立した衆議院議員選挙法改正によって二〇歳以上の男女の平等な選挙権が実現し、同年一月二一日の治安警察法廃止の勅令によって女性の政党加入も認められた。翌年成立した日本国憲法では、性別等による差別の禁止(第一四条)と両性の本質的平等(第二四条)が掲げられ、これに基づいて民法上「家」制度が否定され、刑法の姦通罪の規定も削除された。

しかし、男女平等をめぐじた新憲法下の法制が十分なものであったことは、一九八五年の「女子差別撤廃条約」批准に際して、国籍法・労働基準法等種々の法改正が必要となったことにも示されている。その他いくつかの論点についても同条約違反や憲法違反が論

じられており⁽⁴⁸⁾、慣習や事実上の取扱いまで問題にする場合には、性差別の実態を示す例は枚挙にいとまがないであろう。具体的な諸問題の検討は別稿に委ね、ここでは、すでにみた日本型女権否認論に関連する二つの例を指摘するにとどめよう。

まず第一は、旧天皇制と家父長的家族制度の遺物としての、現天皇制のもつ性差別と「家」制度温存の機能についてである。周知のとおり、現憲法では、法下の平等原則の重大な例外として天皇の世襲制を定め、さらに皇室典範では、天皇や皇族の人権について種々の制約を認めている。とくに、皇位継承について男系男子主義・長子主義をとって女性天皇を否定し、皇族男女間の差別的取扱いを認める皇室典範の規定は、憲法第一四条と女子差別撤廃条約の二条(i)〔女子に対する差別となる既存の法律・規則・慣習及び慣行を修正し又は廃止するための適当な措置をとること〕に抵触すると考えられる。しかし、憲法学界では、天皇制の存在自体がすでに平等原則の例外であることを理由として、容易には憲法違反を認めよう⁽⁴⁹⁾としないのが現

状であろう。この問題は別に検討する必要があるが、天皇や皇族にまつわる現行制度が、旧来の「家」制度についての社会通念や慣習による性差別を温存するための役割をになっていることを直視し、皇室典範の違憲性や条約違反を厳しくチェックしてゆくことが必要であろう。

第二に、すでにみた女性の政治的権利の実態について、旧来の女性の特性論や性役割分担論が、今日でもなお強固であることを指摘しておかなければならない。そのことは、女性の政治参加の実態、とくに衆議院における女性議員数(一九九一年現在一二名、二・三%、世界一三〇カ国中一一〇位)⁽⁵⁰⁾に最も端的に示されている。先進国三三か国のなかで最下位であることは無論、発展途上国以下ともいえる実態を生んだ原因について、科学的検討を要することはいうまでもないが、「政治は男性のもの、女性は家庭に」という性役割分担論が背後にあることは想像に難くない。現に、「マドンナ」現象が騒がれた一九八九年の東京都議選、参議院選の当時でさえ、女性候補者・議員がことさらに性役割を強

調し、「ダイコンの値段のわかる政治家」「主婦感覚のシロウト議員」をめざすことによって、みずから性役割分担論と「主婦議員」の陥穽にはまっていたのである。⁽⁵¹⁾

四 おわりに——真の「人権」論確立のために

女性の権利の展開をめぐる歴史的検討によって、女性の特性論や性役割分担論が女性の権利否認の論拠として重要な要素であったことが明らかになったと思われる。これらの諸要素は、今日でも根強く存在しており、人権論を自覚的に説く者でさえ、意識的・無意識的に依拠していることも否定できない。その意味でも、その克服こそ、憲法類型や経済体制、フェミニズム理論の差異をこえた共通の課題であることを認識することが急務であろう。

さらに、女性の権利をめぐる理論的検討については、まず、従来の人権論のあり方を再検討し、人権の主体論や体系論を再構築するなかで、女性の権利をその中に明確に位置づけてゆくことが必要であろう。その際、

フランス人権宣言のように、「人の権利」(自然権)と「市民の権利」(市民的・政治的権利)の区別や諸権利の体系が明確な場合には、これらの人権体系論に対応して女性の権利の構造や内容を分析することが有効である。しかし、一般には、英米の人権論を含めて、権利の構造論自体が、なお課題であるといえよう。

日本についても、人権の一般的原则とその例外(天皇制との関係や合理的差別の容認など)、「基本的人権」概念の明確化(広義の用法と選挙権の本質論との関係など)をめぐって多くの理論的課題が残存しているようにみえる。そのなかで、女性の権利についても、従来支配的であった男女平等論からのアプローチ(相対的平等論・合理的差別の容認にもとづく旧来の憲法一四条解釈やアメリカの審査基準の検討、さらに「男性と差別されない権利」としての平等権の主張)をこえて、さらに積極的に、人権としての女性の権利の内容を明確化してゆくことが必要であると思われる。それは、例えば、単に「男性と差別されない」為に雇用の機会均等を要求するのではなく(望ましくないサー

ビス残業なども男性と同等にする権利があると主張する必要はなく)、女性労働者の労働権の内容を明確にすることが重要と考えられるためである。このほか、最近の夫婦別姓問題にしても、事実上、九八%の夫婦が夫の姓を選択した結果男女不平等が生じているようにみえるにせよ、憲法一四条の問題として立論する場合には(形式的平等と実質的平等の関係などについて)留保が必要であり、むしろ憲法一三条の幸福追求権や人格権(姓名についての自己決定権・姓名保持権)など男女の人権自体の問題としての理論構成を深めることが望ましいであろう。

この意味では、「女性の権利」論自体、歴史的には男性の権利と切り離して論じられてきたにせよ、理論的には、本来人権論のなかに解消されてゆくべき問題であろう。このような「女性の権利」論の過渡期的な性格を承認しつつ、人権論のなかに正しくそれを位置づけ、その過渡的使命を一日も早く終了させて、真の「人権」論として論じることができるとを願わずにいられない。

- (1) 「人権の普遍性」を問う視点から一七八九年人権宣言の成立と現代的意義を検討したものととして、拙著『人権の普遍性と歴史性——フランス人権宣言と現代憲法』(創文社・一九九二年)〔以下拙著Iと記す〕を参照願いたい。なお「人権」の概念について、日本の憲法学では、自然権を意味する最狭義の基本的人権から、参政権・社会権をも含む最広義のそれまで様々な用法が存在し、それ自体重要な検討課題である(拙著I二七四頁以下参照)。本稿では、特記する場合以外は、フランス革命期以来の用法にしたがって自然的・市民的・政治的権利の総合として広義に捉えておく。
- (2) Olympe de Gouges, "La déclaration des droits de la femme et du citoyen", *Les droits des femmes*, 1991, [Bibliothèque Nationale, 8° Lb³ 9989.]
- 原文と訳文は前掲拙著I三八四頁以下参照。
- (3) 拙稿(i)「フランス革命と『女権宣言』」法律時報四八巻一号(一九七六年)、(ii)「フランス革命期における女性の権利——フランス女権史研究・序説」成城法学一七号(一九八四年)、(iii)「フランス女権史の展開」林瑞枝編『いま女の権利は』(学陽書房・一九八九年)、(iv)「人々男性の権利から女性の権利へ」ジュリスト九三七号(一九八九年)、(v)「女性の政治参加——歴史と理論」ジュリスト九五五号(一九九〇年)、(vi)「人権宣
- 言と女性の権利」深瀬ほか編『人権宣言と日本』(勁草書房・一九九〇年)、(vii)「一七八九年人権宣言のなかの『人(Homme)』と『女性(femme)』」杉原ほか編『平和と国際協定の憲法学』(深瀬忠一教授退官記念)(勁草書房・一九九〇年)などがある。
- (4) 従来の人権史では、女性の権利が「マイノリティの権利」として扱われてきたことも問題である。女性の権利に目配りした新刊書として、杉原泰雄『人権の歴史』(岩波市民大学「人間の歴史を考える」第七巻・一九九二年六月刊)がある。
- (5) 金城清子『法女性学』(日本評論社・一九九一年)二七頁。
- (6) 辻村みよ子・金城清子『女性の権利の歴史』(前掲岩波市民大学・第八巻・一九九二年一〇月刊)〔以下拙著IIと記す〕。ワーク・ショップ報告の内容は、この第一の内容と重なる部分が多い。
- (7) 一七八九年人権宣言の内容と特徴については、前掲拙著I六九頁以下に詳しい。
- (8) Mavidal, Laurent et Clavel (direction), *Archives Parlementaires, 1^{ère} série*, (D)ト A. P., 1. s., 2略す) t. 8, p. 259. シエイエスは「少なくとも現状では」と女性の排除に言い訳を付していたことに注意を要する。一七八九年人権宣言の普遍性の亀裂につき、

C. Fauré, *Les déclarations des droits de l'homme de*

1789, 1988, pp. 19 et s. 参照。

- (9) 主権原理と選挙権論との理論的關係につき、拙稿「フランス革命期の選挙権論——主権原理との交錯」一橋論叢七八巻六号（一九七七年）「拙著『権利』としての選挙権」（勤草書房・一九八九年）所収）、一七九三年憲法の選挙制度と「市民」概念については、拙著『フランス革命の憲法原理』（日本評論社・一九八九年）〔以下拙著Ⅲと記す〕二三四頁以下参照。

- (10) 同年五月二三日法では、「秩序の回復まですべての女性が各自の家庭に帰ること」が命じられ、五名以上の女性が街路に集合しているのがみつかれば武力によって解散させられ、命令に従わない者は逮捕されることと定められた。Bulletin des lois, AN 3, pp. 6-7.

- (11) この規定には、真の父親が侯爵であると信じていたグーージュの私的な事情が反映している。処刑台の露と消えたグーージュの生涯についても、さしあたり拙著 I—三四頁以下、拙稿(i)参照。

- (12) 拙著 I—三八頁以下、拙稿(ii)・(iii)参照。

- (13) 詳細は、拙稿(ii)八七頁以下参照。コンタールヤの憲法思想につき前掲拙著Ⅲ一四一頁以下参照。

- (14) Condorcet, "Sur l'admission des femmes au droits de cité", *Oeuvres de Condorcet*, t. X, 1847, pp.

121-130.

- (15) *ibid.*, p. 128.

- (16) ファーレルの報告は A. P., I, s., t. 78, p. 50. 訳文は、拙稿(ii)九六—七頁。

- (17) フランスの最近の法改革については、前掲林編『ふま女の権利』八四頁以下参照。

- (18) フランスでの女性参政権の確立がヨーロッパ諸国のなかではスイスを除いて相当に遅かった要因につき、拙稿(ii)三五頁以下参照。

- (19) E. Burke, *Reflections on the Revolution in France*, 1790, in F. G. Selby, *Burke's Reflections on the Revolution in France*, 1924, pp. 64-68.

- (20) J. Bentham, *Anarchical Fallacies*, 1795, in J. Bowring (ed), *The Works of Jeremy Bentham*, vol. II, 1843, pp. 489-534. その内容については、前掲拙著 I—五八頁以下参照。

- (21) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Men, in a letter to the Right Honourable Edmund Burke*, 1790.

- (22) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman, with Strictures on Political and Moral Subjects*, 1792.

- (23) フリジマート・ヒル、福田訳『女性たちの十八世紀』

- （みずす書房・一九九〇年）一五二頁以下、K. M. Rogers, *Feminism in Eighteenth-Century England*, 1982, pp. 7-51 参照。
- (24) J.-J. Rousseau, *Emile, ou de l'Education*, *Oeuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, IV. Bibliothèque de la Pléiade, 1969, p. 703, 今訳一雄訳『エミール』(岩波文庫)七巻一一一頁参照。
- (25) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, with an introduction by Elizabeth Robins Penell, 1891, p. 281, 白井英子訳『女性の権利の擁護』(未來社一九八〇年)三六〇頁。
- (26) 水田珠枝『女性解放思想史』(筑摩書房・一九七九年)一四六頁。
- (27) Joseph-Barthélemy, *Le Vote des Femmes*, 1920, p. 219; S. Atkins and B. Hoggett, *Women and the Law*, 1984, p. 181.
- (28) S. Atkins and B. Hoggett, *op. cit.*, p. 182.
- (29) *Hansard's Parliamentary Debates*, vol. 186, 1867, p. 467, March 25, 1867. *『ハースドの「パーストリー」自身は女性参政権に好意的な議論を前年に行っている。』* (*Ibid.*, vol. 183, 1866, p. 99-100, April 27, 1866.)
- (30) Chorlton v. Lings, *The Law Reports*, 4 Common Pleas 374 (Court of Common Pleas, nov. 9, 1866) 2
- とする。ここでは“man”の概念と女性の権利をめぐる興味深い議論が展開されている。
- (31) *Hansard's Parliamentary Debates*, vol. 187, 1867, p. 843, May 20, 1867.
- (32) *Ibid.*, vol. 187, pp. 817-829, May 20, 1867. *『その議論は「Gail Tulloch, Mill and Sexual Equality*, 1989, pp. 92-118 参照。』
- (33) J. S. Mill, *The subjection of Women*, 1869.
- (34) 水田珠枝『“ミル”「女性の解放」を讀む』(岩波書店・一九八四年)二一四頁以下参照。
- (35) アメリカでの展開について、K. Schirmacher, *The modern women's rights movement*, 1912, pp. 2-42; Joseph-Barthélemy, *op. cit.*, pp. 378 et s. 並上千寿子『アメリカ女性解放史』(画記書房・一九七二年)『日ハルトベック』田中他訳『アメリカ女性史』(新潮社・一九七六年)など参照。
- (36) K. K. Campbell, *Man cannot speak for her, Key Texts of the Early Feminists*, vol. II, 1989, pp. 33-70.
- (37) “Declaration of Sentiment”, by M. A. McClintock, Lucretia C. Mott, Elizabeth Cady Stanton and M. C. Wright の題名は、K. K. Campbell, *op. cit.*, pp. 34-37 参照。題名は『禁煙二巻米

資料2に掲載。

- (38) 池上前掲書一六四頁以下。もともと議會では七対四で議決され反対論はさほど強くなかったようである。Joseph-Barthelemy, *op. cit.*, p. 394 参照。
- (39) 池上前掲書二〇〇頁以下参照。
- (40) フランス一七八九年宣言の最初の完全な邦訳として注目される。前掲拙著 I 二三七頁以下に原文(国会図書館蔵)を掲載。
- (41) 『植木枝盛集』第二卷(岩波書店・一九九〇年)一八五頁以下参照。その他の明治初期の女性論につき、一番ヶ瀬康子『入門女性解放論』(亜紀書房・一九七五年)一九三頁以下参照。
- (42) 「婦人の責任」(『土陽新聞』一二七四号)前掲『植木枝盛集』第二卷二九六頁以下参照。
- (43) 「男女の同権」(一九八八年)前掲『植木枝盛集』第二卷三三四頁。
- (44) 市川房枝編『日本婦人問題資料集成』第二卷(政治)(ドメス出版・一九七七年)一八六頁(『第四回帝國議會貴族院議事速記録』二六号)。
- (45) 前掲『日本婦人問題資料集成』第二卷三六三頁(『第五八回帝國議會衆議院委員會議録』)。
- (46) 前掲書三九五～三九六頁。
- (47) 詳細は、前掲拙著 II 一〇四頁以下、拙稿(v)六〇

～六一頁。

- (48) 民法の再婚禁止期間など現行法制上の問題は、別稿で検討する予定。金城前掲書二四〇頁以下も参照。
- (49) この問題は、奥平康弘「性差別と天皇制とを問題にする視点」法学セミナー三七八号一二頁以下とこれを批判する水田珠枝氏(法学セミナー三八一頁)との論争に端的に示される。
- (50) 列國議會同盟(IPU)一九九一年六月三〇日現在(の調査結果による)『婦人展望』一九九二年一月号一四頁参照。ちなみに、二%台の国は、南アフリカ、アルジェリア、エジプト、モンゴル、韓国などである。
- (51) 詳細は、拙稿(v)六〇～六一頁、および拙稿「政治・主権者として女性」憲法問題二号(一九九一年)一五四頁以下を参照されたい。
- (52) この問題点については、さしあたり前掲拙稿(v)を参照されたい。
- *本稿および拙著 II 執筆に際して、英米と日本の問題につき、紙谷雅子北海道大学助教授(当時)・大島栄子中京短期大学助教授から貴重な御助言を頂いた。記して謝意を表させていただきたい。

(成城大学教授)